

記載例

別紙 1

決裁（稟議）番号を記入。
無い場合は記入しなくても良い。

遠隔点呼の実施に係る申請書

遠隔点呼申請に関する営業所（または車庫）に、
遠隔点呼機器が導入されてから申請する。
開始予定日により申請期限が異なるので注意。

2022□□第□号
令和○年○月○日

東北運輸局 ○○運輸支局長 殿

住所 ○○県○○市○○一丁目23番45号

氏名又は名称 ○○自動車株式会社

代表者氏名 代表取締役社長 ○○ ○○

連絡先) 担当者氏名 □□部□□課 □□ □□

連絡先) 電話番号 ○○○-○○○-○○○○

連絡先) メールアドレス ○○○@○○○.CO.JP

遠隔点呼申請に関する営業所（または車庫）
を管轄する各支局へ、それぞれ提出する。
(例)
実施営業所：青森県
被実施営業所：宮城県
の場合、青森運輸支局と宮城運輸支局の両方へ
提出する。

遠隔点呼を下記のとおり行いたいので関係書類を添えて申請します。

記

1. 遠隔点呼を行う自動車運送事業の種類（該当するものに○をつけること）

一般乗合・一般貸切・一般乗用・特定旅客・一般貨物

遠隔点呼を行う業態の全てに○をつける。

2. 遠隔点呼の種類（例：営業所 - 車庫間、営業所 - グループ企業の

営業所 - 営業所間

営業所 - 営業所間
営業所 - 車庫間
営業所 - グループ企業営業所間
営業所 - グループ企業車庫間
のいずれかを記入

3. 営業所・車庫の名称等

営業所・車庫の名称（遠隔点呼実施営業所等又は被遠隔点呼実施営業所等の別を記載、グループ企業との間で行う場合にあっては事業者名も記載）	営業所・車庫の所在地	使用する点呼機器の名称（型式）
○○営業所 (遠隔地点呼実施営業所)	○○県○○市○○一丁目 23番45号	○○電子株式会社製 「○○点呼システム」
△△営業所 (被遠隔地点呼実施営業所)	△△県△△市△△五丁目 43番21号	○○電子株式会社製 「○○点呼システム」

4. 遠隔点呼開始予定日 令和○年○月○日

実際にいつから遠隔点呼を開始する
予定かを記入

5. 添付書類

「親会社-100%子会社」または
「100%子会社同士」以外は不可

- 点呼機器・システムのパンフレット等、性能及び機能が確認できる書類
- グループ企業であることを示す書類（グループ企業との間で遠隔点呼を行う場合のみ）
- 遠隔点呼の実施に係る適合確認・宣誓書（別紙5）

遠隔点呼の実施に係る適合確認・宣誓書

事業者名 〇〇自動車株式会社
 代表者名 代表取締役社長 〇〇 〇〇
 営業所名 〇〇営業所

1. 遠隔点呼の実施の申請にあたり、下表のとおり、遠隔点呼実施要領Ⅲ 機器・システム要件の各項目に適合することを確認しました。

	要件	要件の適合方法
1.	カメラ・モニター等を通じ、遠隔点呼実施営業所等の運行管理者等が、被遠隔点呼実施営業所等の運転者の顔の表情、全身、酒気帯びの有無、疾病、疲労、睡眠不足等の状況を随時明瞭に確認できる機能を有すること <div style="border: 1px solid red; border-radius: 10px; padding: 5px; width: fit-content; margin: 10px auto;"> それぞれの要件について、どのようにして適合させているかを具体的に記入する。 </div>	<div style="border: 2px dashed red; padding: 5px;"> 監視カメラ映像及び〇〇点呼システムの機能により確認が可能。 ・パンフレット P1～P2 ・パンフレット P26、P35 ・パンフレット P1、P2 ・写真 2. (1)③④ </div>
2.	アルコール検知器の測定結果を自動的に記録及び保存するとともに、遠隔点呼実施営業所等の運行管理者等が当該測定結果を直ちに確認できる機能を有すること。 <div style="border: 1px solid red; border-radius: 10px; padding: 5px; width: fit-content; margin: 10px auto;"> それぞれの要件について、添付資料及び写真のどこ（何ページ）で確認できるかを具体的に記入する。 </div>	測定結果は、〇〇点呼システム内クラウドに自動で1年以上保存され、直ちに確認が可能。 <div style="border: 2px dashed red; padding: 5px;"> ・資料①P1 ・資料②P22 ・写真 2. (1)④⑤⑥ </div>
3.	事前に登録された運行管理者等以外の者が遠隔点呼を行うことができないよう、個人を確実に識別できる生体認証機能を有すること。	〇〇点呼システムの顔認証機能を使用。 ・パンフレット P1 ・パンフレット P37 ・写真 2. (1)①②
4.	事前に登録された運転者以外の者が遠隔点呼を受けることができないよう、個人を確実に識別できる生体認証機能を有すること。	〇〇点呼システムの顔認証機能を使用。 ・パンフレット P2 ・パンフレット P23 ・写真 2. (2)①②
5.	遠隔点呼に必要な以下の情報が遠隔点呼を行う営業所等間で共有され、遠隔点呼時に遠隔点呼実施営業所等の運行管理者等が確認できる機能を有すること。 (1) 日常の健康状態 (2) 労働時間	(1) (6) は〇〇点呼システムの機能にて共有が可能。 (2)～(5) (7) については、該当する書類の PDF ファイルを、社内共有サーバへ格納す

	<p>(3)指導監督の記録</p> <p>(4)運行に要する携行品</p> <p>(5)運転者台帳又は乗務員台帳の内容</p> <p>(6)過去の点呼記録</p> <p>(7)車両の整備状況</p>	<p>ることにより、営業所間で共有が可能。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・パンフレット P2 ・パンフレット P39、P41 ・パンフレット P42 ・写真 2. (1) ⑦～⑭
6.	<p>遠隔点呼実施営業所等の運行管理者等が、被遠隔点呼実施営業所等の運転者の疾病、疲労、睡眠不足等の状況を、平常時と比較して確認できる機能を有すること。</p>	<p>〇〇点呼システムの機能によりデータを蓄積し、平常時との比較が可能。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・パンフレット P2 ・パンフレット P33、P41 ・写真 2. (1) ⑮
7.	<p>遠隔点呼実施営業所等の運行管理者等が、運行に使用する車両の日常点検の確認結果を確認できる機能を有すること。</p>	<p>運転者に、結果を記入した日常点検表をカメラ前に提示させることで確認が可能。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・パンフレット P2 ・パンフレット P35 ・写真 2. (1) ⑯
8.	<p>遠隔点呼実施営業所等の運行管理者等が、被遠隔点呼実施営業所等の運転者に伝達すべき事項を確認できる機能を有すること。</p>	<p>〇〇点呼システムの機能により伝達事項の確認が可能。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・パンフレット P3 ・パンフレット P40 ・写真 2. (1) ⑰
9.	<p>遠隔点呼を受けた運転者ごとに、次に掲げる点呼結果が電磁的方法により記録され、遠隔点呼を行う営業所等間で共有できる機能を有すること。また、その記録は1年間保持されること。</p> <p>(1)乗務前遠隔点呼</p> <p>イ. 遠隔点呼実施者名</p> <p>ロ. 運転者名</p> <p>ハ. 運転者の乗務に係る事業用自動車の自動車登録番号又は識別できる記号、番号等</p> <p>ニ. 点呼日時</p> <p>ホ. 点呼方法</p> <p>ヘ. 運転者のアルコール検知器の測定結果及び酒気帯びの確認結果</p> <p>ト. 運転者のアルコール検知器使用時の静止画又は動画</p> <p>チ. 運転者の疾病、疲労、睡眠不足等の状況に関する確認結果</p> <p>リ. 日常点検の確認結果</p> <p>ス. 指示事項</p> <p>ル. 運行管理者が乗務不可と判断した場合は、乗務不可と判断した理由及び代替措置の内容</p> <p>ヲ. その他必要な事項</p>	<p>〇〇点呼システムの機能により左欄の各項目が自動で保存され、1年以上の保存と営業所間での共有が可能。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・パンフレット P3 ・パンフレット P30～36、P39 ・写真 2. (1) ⑱⑲

	<p>(2)乗務後遠隔点呼</p> <p>イ. 遠隔点呼実施者名</p> <p>ロ. 運転者名</p> <p>ハ. 運転者の乗務に係る事業用自動車の自動車登録番号又は識別できる記号、番号等</p> <p>ニ. 点呼日時</p> <p>ホ. 点呼方法</p> <p>ヘ. 運転者のアルコール検知器の測定結果及び酒気帯びの確認結果</p> <p>ト. 運転者のアルコール検知器使用時の静止画又は動画</p> <p>チ. 自動車、道路及び運行の状況</p> <p>リ. 交替運転者に対する通告</p> <p>ヌ. その他必要な事項</p>	
10.	遠隔点呼機器の故障が発生した際、故障発生日時及び故障内容が電磁的方法により記録される機能を有すること。また、その記録は1年間保持されること。	<p>〇〇点呼システムの機能により、故障、エラーのログの自動保存が可能。</p> <p>・パンフレット P3</p> <p>・パンフレット P15</p>
11.	電磁的方法で記録された遠隔点呼結果及び遠隔点呼機器の故障記録の修正及び消去ができないこと、又は修正された場合に修正前の情報が遠隔点呼結果に残り消去できないこと。	<p>〇〇点呼システムの機能により、修正前の結果が残り、削除は不可能。</p> <p>・パンフレット P4</p> <p>・パンフレット P16</p>
12.	電磁的方法で記録された遠隔点呼結果（9. (1)ト. 及び(2)ト. を除く）及び遠隔点呼機器の故障記録が、機器・システムで保存された内部構造のまま、一括でCSV形式の電磁的記録として出力できる機能を有すること。	<p>〇〇点呼システムの機能により、CSV形式の点呼記録簿の出力が可能である。</p> <p>・パンフレット P4</p> <p>・パンフレット P17</p>

2. 宣誓事項（次の項目に該当する場合は、□にチェック（✓）を記入）

- 遠隔点呼実施要領Ⅳ **施設・環境要件を満たす施設において遠隔点呼を行います。**
- 遠隔点呼実施要領Ⅴ 運用上の遵守事項の記載事項を遵守します。
- 運輸支局等による本申請に係る**現地調査等**に誠実に対応します。

(注意)
必ず、実施要領Ⅳ（施設・環境要件）及びⅤ（運用上の遵守事項）の全ての項目を読み、内容を理解してからチェックを入れてください。
チェックがない場合は申請できません。

(注意)
高度化検討会で承認された営業所または車庫以外の場所で遠隔点呼を実施することはできません。

(注意)
実施可能日が限られるため、できるだけ早い時期に申請書類を提出し、日程について相談してください。

施設・環境要件

1.	カメラ、モニター等を通じ、遠隔点呼実施営業所等の運行管理者等が、被遠隔点呼実施営業所等の運転者の顔の表情、全身、酒気帯びの有無、疾病、疲労、睡眠不足等の状況を随時明瞭に確認できる環境照度が確保されていること。	昼夜関係なく、運行管理者側のモニターから十分に運転者の表情や顔色が確認できる明るさの部屋で遠隔点呼を受けることができる。
2.	被遠隔点呼実施営業所等の運転者の全身及びアルコール検知器の使用時の状況が確認できるよう、被遠隔点呼実施営業所等の点呼場所の天井等に監視カメラ等を備え、遠隔点呼実施営業所等の運行管理者等が必要に応じ映像を確認できること。	運転者の全身・アルコール検知器の2点が監視カメラから随時確認できる。 (監視カメラ設置位置・監視カメラ映像の提出)
3.	遠隔点呼が途絶しないように必要な通信環境を備えていること。	音声や映像が途切れることなく、スムーズに点呼を実施できる。 (・点呼映像及び周辺状況を撮影した動画の提示・一連の点呼の流れを確認(現地確認の場合))
4.	遠隔点呼実施営業所等の運行管理者等と被遠隔点呼実施営業所等の運転者の対話が妨げられることのないよう、必要な通話環境が確保されていること。	一連の点呼を実施する中で、雑音等を気にせず、スムーズに会話のやり取りができる。 (・点呼映像及び周辺状況を撮影した動画の提示・一連の点呼の流れを確認(現地確認の場合))

運用上の遵守事項（右欄に具体的な遵守状況を記載する ※予定可）

1.	遠隔点呼実施営業所等の運行管理者等は、地理情報や道路交通情報等、業務を遂行するために必要な情報を有すること。	遠隔点呼開始前に、△△営業所（被実施営業所）の運行管理者から〇〇営業所（実施営業所）の運行管理者等に対し、地理情報や道路交通情報等、必要な情報を伝達する。
2.	遠隔点呼実施営業所等の運行管理者等は、面識のない運転者に対し遠隔点呼を行う場合は、あらかじめ運転者と対面又はオンラインで面談する機会を設け、遠隔点呼を受ける運転者の顔の表情、健康状態及び適性診断結果その他の遠隔点呼を行うために必要な事項について確認すること。	遠隔点呼開始前に、〇〇営業所（実施営業所）の運行管理者等と△△営業所（被実施営業所）の運転者で、対面により面談を行い、必要な事項について確認する。
3.	遠隔点呼実施営業所等の運行管理者等は、遠隔点呼を遺漏なく行うため、運行中の車両位置の把握に努めること。車両位置の把握手段の例として、GPS 等による車両位置管理システムの活用等が挙げられる。	GPS による車両位置管理システムを導入済み。
4.	遠隔点呼実施営業所等の運行管理者等は、被遠隔点呼実施営業所等の運転者の携行品の保持状況又は返却状況を確認すること。確認手段の例として、監視カメラ等による携行品置き場の状況確認、機器・システムによる携行品の有無検出等が挙げられる。	（例1）△△営業所（被実施営業所）に常駐する従業員が、運転者の携行品の保持又は返却状況を確認する。 （例2）携行品置き場を撮影する監視カメラの映像により、〇〇営業所（実施営業所）の運行管理者等が運転者の携行品の保持又は返却状況を確認する。
5.	遠隔点呼実施営業所等の運行管理者は、遠隔点呼により運転者が乗務することができないと判断した場合は、直ちに被遠隔点呼実施営業所等の運行管理者等に連絡すること。また、被遠隔点呼実施営業所等は、交替運転者を手配する等の代替措置を講じることができる体制を整えること。	運行管理規程に、遠隔点呼時に乗務不可とした場合の連絡体制及び代替措置について明記する。
6.	機器の故障等により遠隔点呼を行うことが困難になった場合に、被遠隔点呼実施営業所等の運行管理者等による対面点呼又は当該被遠隔点呼実施営業所等で実施が認められている点呼を行うことができる体制を整えること。	機器故障時には、△△営業所（被実施営業所）の運行管理者等が対面点呼を行う。
7.	グループ企業との間で遠隔点呼を行う場合は、必要に応じ、遠隔点呼に必要な情報の取扱い等に係る契約を締結すること。	該当無し
8.	運行管理者等及び運転者の認証に必要な生体情報、運転者の体温や血圧等の個人情報の扱いについて、あらかじめ事業者が対象者から同意を得ること。	遠隔点呼開始前に、対象者全員から同意書を提出させる。

9.	事業者は、遠隔点呼の実施に関し必要な事項について、あらかじめ運行管理規程に明記するとともに、運行管理者や運転者等の関係者に周知すること。	遠隔点呼開始前に、必要な事項を運行管理規程に明記するとともに、関係者全員に周知する。
----	--	--